

とられた適法な自衛の措置を構成する場合には阻却される。

第三五条（損害に対する補償についての保留）第二十九条、第三二条、第三一条又は第三三条の規定に基づく國の行為の違法性の阻却は、当該の行為により生じた損害に対する補償について生ずることのあるいとなる問題を予断するものではない。

第二部 國際責任の内容、形態及び程度

第一章 一般原則

一九八三年の第三五回会期から一九九六年の第四八回会期までに暫定的に採択

に、その権利が当該他の國の行為により侵害された国をいう。

特に、「被害國」とは、次のものをいう。

(a) 國の行為により侵害された権利が二国間条約から生じる場合には、当該条約の他の締約國

(b) 國の行為により侵害された権利が國際裁判所の判決又は拘束力ある他の紛争解決手段の決定から生じる場合には、当該紛争の他の当事國であつて、その権利から受益する資格を有する國

(c) その権利から受益する資格を有するもの

(d) 國の行為により侵害された権利が第三国のために約定から生じる場合には、当該第三国

(e) 又は慣習國際法から生じる場合、次のことが証明される場合には、多數国間条約の他の締約國又は慣習國際法の関連する規則により拘束される他の國

(f) その権利がその國のために創設され又は確立している場合

(g) 國の行為による権利の侵害が多數国間条約の他の締約國又は慣習國際法の規則に拘束される他の國の権利の享受又は義務の履行に必然的に影響する場合

(h) 権利が人権及び基本的自由の保護のために創設され又は確立している場合

(i) いずれかの他の締約國

更に、「被害國」とは、國際違法行為が國際犯罪を構成する場合には、すべての他の國

3 第三九条（國際連合憲章との関係）この部の規定に定める國の國際違法行為の法的効果は、適當な場合に、國の平和及び安全の維持に関する國際連合憲章の規定及び手続に従う。

第四〇条（被害國の定義）この条文草案の適用上、

被害國とは、他の國の行為がこの条文草案の第一部に基づいてその國の國際違法行為を構成する場合

きこの部の規定に定めていない國の國際違法行為の法的効果を規定する。

第三九条（國際連合憲章との関係）この部の規定に定める國の國際違法行為の法的効果は、適當な場合に、國の平和及び安全の維持に関する國際連合憲

章の規定及び手續に従う。

第四一条（違法行為の停止）國の行為が連續的性質の國際違法行為を構成する場合、既に発生した責任を負うことなく、當該國はその行為を停止する義務

を負う。

第四二条（賠償）被害國は、國際違法行為を行つた國から原状回復、金錢賠償、満足及び再発防止の保障の形態により、単独で又はそれらの組み合わせによつて完全な賠償を得る資格を有する。

第四三条（原状回復）被害國は、次の条件の下にかつその限度において、國際違法行為を行つた國から原状回復、すなわち違法行為が行われる以前に存在した状態の回復を得る資格を有する。

第四四条（金錢賠償）1 被害國は、國際違法行為を行つた國から、当該行為に起因する損害に対し、當該損害が原状回復によって埋め合わせられない場合にその限度において金錢賠償を得る資格を有する。

2 この条の適用上、金錢賠償には、被害國が被つた經濟的に評価可能なあらゆる損害が含まれるものとし、かつ重粒子及び、適當な場合には、逸失利益を含めることができる。

第四五条（満足）1 被害國は、十分な賠償を与えるために必要がある場合に、かつその限度において、國際違法行為を行つた國から、当該違法行為によって生じた損害、特に精神的損害に対して満足を得る資格を有する。

2 満足は、次の一つ又はそれ以上の形態をとることができる。

a 陳謝

b 名目の損害賠償

c 被害國の重大的な侵害の場合には、侵害の重大性を反映する損害賠償

d 国際違法行為が公務員の重大な職務濫用（濫用conduct）又は公務員若しくは私人の犯罪行為から生じた場合には、責任ある者に対する懲戒処分又は処罰

3 満足は、被害國の権利は、國際違法行為を行つた國の威儀を傷つける要求を正当化するものではない。

第四七条（被害國による対抗措置）1 この条文草案の適用上、対抗措置の実施とは、被害國が國際違法行為を行つた國に対する義務の一つ又はそれ以上を遵守しない措置であつて、國際違法行為を行つた國が

りにおいて、かつこれらの義務を遵守しない限りにおいて、被害國の要求に対する回答に照らして必要な限りにおいて、これらの義務を遵守するよう促すためのものをとることをいう。

2 対抗措置の実施は、第四八条から第五〇条に定められる対抗措置に従う。

3 國に対する義務の違反を伴う場合には、このようない違反は、當該第三国との関係においてはこの章に基づいて正當化することはできない。

4 対抗措置を実施する前に、第五四条が規定する國際違法行為を行つた國に対する対抗措置が第三

5 対抗措置を実施する被害國は、第三部又は被害國

として、次のものに訴えてはならない。

(a) 國際連合憲章により禁止された武力による威嚇

(b) 又は武力の行使

(c) 國際違法行為を行つた國の領土保全又は政治的又は經濟的安定性を重大に損なうものではなく、かつ、被害國が原状回復を得なかつたとしても同様の影響を受けないこと

(d) 原状回復が一般國際法の強規範から生じる義務の違反とならないこと

(e) その者のために國が請求を行つた當該國の国民が、その権利が多數国間条約の生存の手段を奪う結果をもたらしてはならない。

(f) 國の行為が連續的性質の國際違法行為を行つた國から原状回復、金錢賠償、満足及び再発防止の保障の形態により、单独で又はそれらの組み合わせによつて完全な賠償を得る資格を有する。

(g) その他のいすれかの行為であつて一般國際法の强行規範に違反するもの

第四八条（対抗措置の実施）1 被害國

2 対抗措置を実施する被害國は、第三部又は被害國と国際違法行為を行つた國との間に効力を有する他國のいすれかの拘束力ある紛争解決手続のもので生じる紛争解決に関する義務を履行する。

3 國際違法行為が停止された場合には、被害國は、

4 対抗措置を中止する義務は、國際違法行為を行つた國の状況に応じて、終了する。

第五〇条（禁止される対抗措置）被害國は、対抗措

3 第五一条（國際犯罪の効果）國が犯した國際犯罪は、他の國の國際犯罪行為のあらゆる法的効果を生じさせるだけでなく、これらに加えて、第五二条及び第五三条が規定する追加的な効果を生じさせる。

4 第五二条（別たの効果）國の國際法行為が國際犯罪である場合には、

5 第五三条（すべての國の義務）國が犯した國際犯罪は、他のすべての國に對して次の効果を生じさせる。

(a) 犯罪によってもたらされた状態を合法的なものとして承認しないこと

(b) 國際犯罪を犯した國が犯罪によつてもたらされ

た状態を維持することを支援し又は援助しないこと

(c) (a)及び(b)が定める義務の履行に当たつて他の國と協力すること、並びに、

(d) 犯罪の効果を除去するための措置の適用について他の國と協力すること。

第三部 紛争の解決

一九六六年の第四回会期で暫定的に採択

第五四条（交渉） この条文草案の二又はそれ以上の締約国との間にこの条文草案の解釈又は適用に関する紛争が生じる場合には、紛争当事国はいずれかの当事国の要請に応じて交渉により紛争を友好的に解決するよう努力する。

第五五条（周旋及び仲介） この条文草案の締約国であつて紛争当事国でない国は、いずれかの当事国の要請又は自らの発意に基づいて、紛争の友好的な解決を促進するため、周旋を提供し又は仲介を申し出ることができる。

第五六条（調停） 交渉の最初の要請の後三ヶ月を経て紛争が合意によつて解决せず、かつ拘束力のある第三者解決の手段が開始されない場合には、いずれかの紛争当事国はこの条文草案の附属書Ⅰが規定する手続に従つて紛争を調停に付託することができる。

第五七条（調停委員会の任務） 1 調停委員会の任務は、紛争問題を解明し、この目的のために審査又はその他の方法ですべての必要な情報を収集し、及び紛争当事国が解決に到達するよう努力するところにある。

2 この目的のために、紛争当事国は、紛争に関する各自の立場の陳述及びこの立場の基礎となる事実を委員会に提出する。さらに、紛争当事国は、委員会が要請することのある追加的な情報又は証拠を委員会に提出し、及び委員会が実施することを望むことがあるいすれかの独立した事実調査について委員会を援助する。この事実調査にはいすれかの紛争当事国の領域における事実調査を含むが、このことを実行不可能とする例外的な理由がある場合にはこの限りではない。この場合には、当該当事国は委員会に

対してこれらの例外的な理由について説明を行う。

3 委員会は、その裁量によつて、後に行う勧告を損なうことなく、当事国のいすれか又はすべてに対しても予備的な提案を行うことができる。

4 紛争当事国に対する勧告は、委員会の正式の設置以後三ヶ月以内に提出されるべき報告に含まれるものとし、委員会は、当事国がこれらの勧告に回答するべき期間を特定することができる。

5 委員会の勧告に対する当事国の回答が紛争を解決に導かない場合には、委員会は、当事国に対して紛争に関する自らの評価及び解決のための勧告を含む最終報告を提出することができる。

第五八条（仲裁） 1 第五六条が規定する調停委員会に紛争が付託されなかつた場合、又は委員会の報告の後六ヶ月以内に合意による解決に到達しなかつた場合は、紛争当事国は、合意によりこの条文草案の附属書Ⅱに従つて構成される仲裁裁判所に紛争を付託することができる。

2 しかしながら、紛争がこの条文草案の締約国であつて対抗措置を実施した国とその対象となつた国との間に生じる場合は、対抗措置の対象となつた国は、いつでも一方的にこの条文草案の附属書Ⅱに従つて構成される仲裁裁判所に紛争を付託することができる。

附属書Ⅰ 調停委員会
附属書Ⅱ 仲裁裁判所（略）

第六〇条（仲裁裁判の有効性） 1 紛争当事国のはずかが仲裁裁判の有効性を争う場合であつて争いが提起された日から三ヶ月以内に当事国が別の裁判所について合意しない場合には、いすれかの当事国が時宜を得た要請により、国際司法裁判所が、裁定の有効性を確認し又は裁定の全部若しくは一部の無効を宣言する権限を有する。

2 裁定が無効とされた場合に解决されないいすれかの争点は、いすれかの当事国の要請によりこの条文草案の附属書Ⅱに従つて構成される仲裁裁判所に新しい仲裁のために付託することができる。

第五九条（仲裁裁判所の権限） 1 仲裁裁判所は、当事国間において争わることのある事実又は法に関するいすれかの争点であつてこの条文草案のいすれかの規定と関連性を有するものについて拘束力のある決定をなすものとし、この条文草案の附属書Ⅱに規定し又は言及する規則のもとで活動する。裁判所は、当事者による書面及び口頭の手続並びに請求の完了の日から六ヶ月以内に当事国に対して判決を交付する。

2 裁判所は、事件の事実の確定のために必要と見なす事実調査を行う権限を有する。